

※後日参加者のアンケート(感想)をお送りいただきました

- ◎ 色覚による就業制限は、一律に制限されているわけではないということを知ることができた。
- ◎ 子どもの実態を正確に把握して、正しく理解しておかないと、我々教員が生徒を苦しめる存在になってしまうことを改めて感じた。それを、「悪気はなかった」「生徒のことを思って」等の言葉でごまかしてはいないか。そう問われたと思う。
- ◎ 進路保障・採用選考における教員の役割の重要性をふまえて生徒に対応する。という基本を忘れることなく今後の教育活動に取り組む。
- ◎ 今回の講演会の内容は、地区の実践交流会等の場を活用して、多くの先生方に聞いていただきたいものであった。
- ◎ 今まで、色覚多様性についてまとまった話を聞いたことがなかったので、大変参考になりました。1時間以上の講話でしたが、とても短く感じました。画像投影やサングラスで疑似体験ができ、今まで実感として分からなかったことが何となく理解できました。色覚少数者の方が、見えづらい形が見えたり薄暗い中でもよく見えるというNHKの番組がありましたが、それを実感できました。

3色型と2色型の違いはこれまでは「優劣」だと感じていましたが、「特性」なのだということが、まず理解できました。ヒトを含む霊長類は、赤い果実を見分けやすい3色型が多数ですが、敵を早く見分ける2色型も群れには必要なため、両者が併存したようです。むしろ、2色型は群れのリーダーだったと思われそうです。

これまで色盲検査でパスしなかった人の思いを知ることがありませんでしたが、私とほぼ同世代の講師の尾家先生の話聞いて、自分の小学校時代に異常と判定された友人とその家族の気持ちが今にして分かった気がします。

約30年前に組担任をしていた生徒が大手鉄鋼会社に内定しましたが、その時に電話で色覚異常を指摘され、それでも配属先を配慮するというので入社できたことが、教師としてのこの問題との最初の出会いです。現在工業高校勤務で、業種・職種によってはこの問題とぶつかる話を聞くことがあります。2年前に担任として受け持った色覚少数者の生徒は、自動車メーカーに就職し何の問題もなく働いています。いろいろな企業の人事担当者と話をする機会がありますが、最近では可能な限り受け入れたいという意向が強いようです(売り手市場の状況があることも一因と思われそうですが)。

検査表で少数者と判定される場合でも、希望職種では果たしてそれが絶対的な条件なのか。より詳しく調べたり、病院での詳細な検査、企業への申し入れなど、あきらめずに取り組んでみるのが

大切だと思いました。

今回の場合、緊急の学習の必要性を感じていませんでしたが、聞いてみるとその重要性を痛感します。今のところ思いつきませんが、このような講話を期待したいと思います。

色覚を正常にするため通院や、器具などの販売があったということなど、当時と今の意識の違い。色覚異常ではなく、色覚少数派であるということなど、個別の人権課題として考えるべきだということなどを学んだ。

私が小学校4年生の時(50ほど年前)の色覚検査は、生徒が横1列になって、順に教員の前で検査していくものでした。級友の1人が読めずにいたとき、隣の子から「えー、何で見んの？」と声をかけられていました。当時はその検査方法がおかしいなどとは気づきませんでした。その級友の困ったような顔つきは今でも思い出されます。

今後私たち教員が積極的に、今回の学習会で学んだように、当事者の実際の思いや。困り感、就職の際の制限といった正確な知識をもって、色覚についても取り組んでいくべきだと思います。

<用語について>

色盲 (Color Blindness) とは = 鉄道等の職業から、信号等が判別できないために排除すべき人

色盲検査とは = 特定の職業から排除する目的で色盲を検出する検査

日本では鉄道開通時から外国人の指導により行われていた

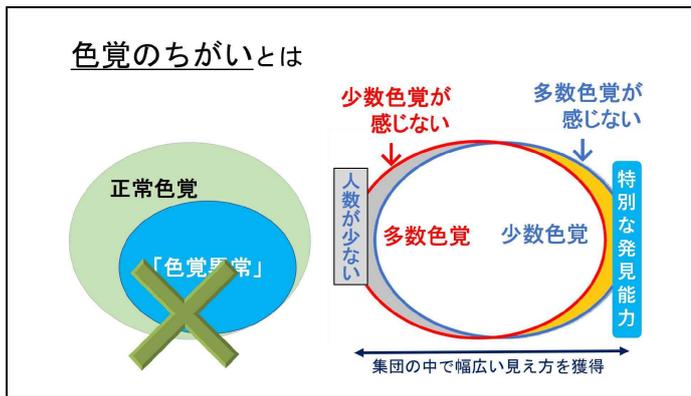
色覚とは = 色の感じ方、ヒトは色覚多様性を持つ霊長類の一種

色覚検査とは = 色の感じ方を確認する検査。異常を検出するものではない

※ 学校で制度的に行われてきたものは色覚検査とは言えない

進路適性判断や進路指導のために行われる検査は「色盲検査」

色の感じ方のちがいは？



・「見えている」は「感じている」
感じ方は人それぞれ異なってあたりまえ

・動物発見競争
少数色覚者の特別な発見能力

・バリエーション=少数色覚者の「見分けにくさ」
をデザイナーが発見することを目的に作られたもの
【色の感じ方のちがひ】を体験していただきました

わたし自身のこと

色盲検査とは何か その歴史(概略)

- ・鉄道の輸入と同時に日本では色盲検査も輸入 (色盲の伝来)
...19世紀末西洋では「社会的汚染者」ととらえられていた ... その考えも学ぶ
- ・西洋に追いつきたい! と、高い検出率をめざす ... 石原式検査表の完成
- ・学校色盲検査の始まり 1920(大正9) ※身体検査に規定...不適合者の検出でもあった
- ・学校で「不適合者をなくす」教育が戦後も続けられる...その他の被差別者とともに
排除、結婚差別 (色盲の子孫を作らない=優生思想)、社会的汚染者
- ・色盲治療、訓練で「治す」試みが数多く行われてきた
- ・多くの学校、事業所、公務員などから排除 1990年代には社会問題になる

(色覚検査と称するが実際は)「色盲検査」の廃止

2001年 雇用時健康診断から
「色覚検査の義務化」を廃止



周知する厚労省発刊
のリーフレット

全国に配布された

改正の趣旨

- 知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきています。
- 色覚検査において異常と判別される方について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られました。

措置の内容 [労働安全衛生法令上の措置、平成13年10月1日施行]

- 雇入時健康診断における色覚検査を廃止しました。
- 「色」を活用した安全確保のための識別措置について容易に識別できるように所要の改正を行いました(化学設備等のバルブ等の識別、鋼管の強度の識別、有機溶剤の区分の表示)。

※この改正の趣旨を理解することが大切

これを受けて

2002年 学校での健康診断項目から色覚検査の義務化を削除

.....

2011年頃から、「検査復活」の動き
「問題が起きているので再開すべき」と
眼科医会が「調査報告」をまとめる

文科省が「法」を改正しないまま、「検査を受けることを勧める」と矛盾した指導を行った

検査の必要性は本当にあるのか？ 眼科医会～新聞報道

学校生活	色の間違いをして先生に「ふざけていてはだめ」と注意された (8歳男子)
	色づかいが友達と違うことをからかわれた (10歳男子)
	黒板に赤のチョークで字をかかれると判別しにくい(14歳男子)
進学・就職	工業高校に通っていて、電気関係の仕事を考えている。学校で検査したら異常だった。もっと早く知っていたら進路を決めるとき違っていたら (17歳男子)
	自衛隊の就職試験で異常を指摘され、入隊を断念した (18歳男子)
	鉄道会社での就職試験の前日に学校で検査を受け、初めて異常を指摘された。もっと早く知っていたらそれなりの就職準備ができたと思う (18歳男子)



23	17歳	男	今まで異常を感じたことはなかった。工業高校の電子機械科に通っていて、電気関係の仕事を考えている。学校で検査をしたら異常だった。もっと早くわかっていたら進路を決めるとき違っていたら。
----	-----	---	--

重要と思われる部分が削除された眼科医会調査結果の記載部分
左の新聞記事の中央部分の原文・複写

少数色覚者の進路保障

ポイント1

制限一覧を示すだけは危険
進路指導ではなく



不確かな情報をもとに行う進路アドバイスは
非常に危険

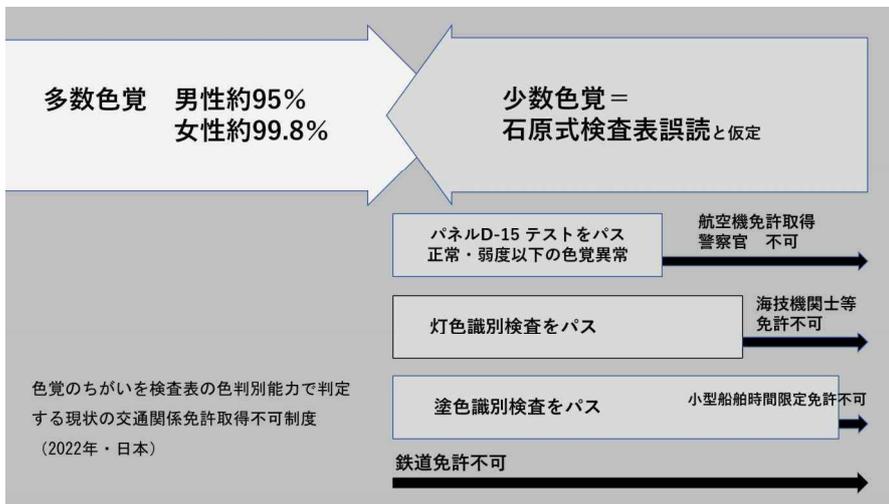


◆色覚による制限が設けられている主な資格

※掲載中の情報は、平成28年3月現在のものです。

- 航空機乗組員：(航空法施行規則) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
- 航空大学校：航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
- 航空管制官：(航空交通管制職員試験規則) 色覚が正常であること
- 航空保安大学校学生：色覚が正常であること
- 海技士(航海)：石原色覚検査表による検査で正常又はパネルD-15をパス
- 海技士(機関・通信・電子通信)：上記又は特定船員色識別適正確認表を識別できること
- 小型船舶操縦士：夜間において船舶の灯火の色が識別できること。
※夜間の識別が不可でも、昼間に航路標識の彩色を識別できれば、昼間の時間帯に限定された免許を受用することは可能
- 動力車操縦者(鉄道・軌道及び無軌条電車の運転士)：色覚が正常であること
- 自衛官：色盲又は強度の色弱でないもの(但し、飛行要員は色覚正常なもの)
- 防衛(医科) 大学校学生：色盲又は強度の色弱でないもの

学校における色覚に関する資料(2016)より
この一覧には必要とされる詳細な説明はない



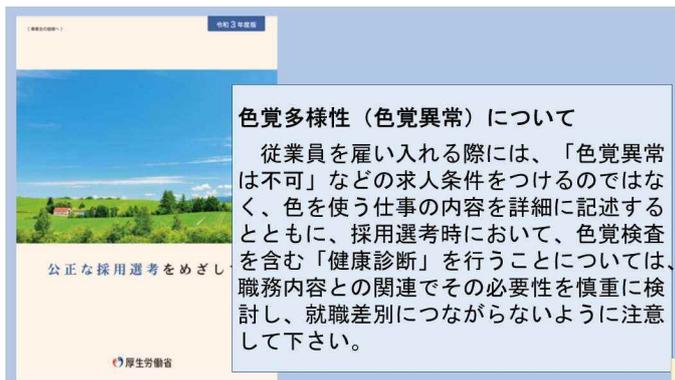
「検査表が読めない」ことで不可としているのは鉄道免許のみ。それも国で再検討中。イギリスでは電車の計器のユニバーサルデザイン化で少数色覚の運転士が誕生するなど世界各地で制限がなくなりつつある。

先に掲げた眼科会のポスターはこの図の説明はなく「難しいと思われる」などと説明されているが、実際その職に就いている人は多い。

残念ながら、こうした説明ができる医師や労働行政職員もとても少ない。…教員も…なぜなら 色覚多様性について & 色覚検査の詳細 & 現在の職業制限状況の把握 & 公正な採用選考(統一応募用紙など) についての知識が必要不可欠だから…

※ 医師は人権問題の学習研修をする機会はない(産業医も同じ)
眼科医は色覚多様性について学ぶことも、外来患者に色覚検査を行うこともほとんどない

○ その学習の場をつくろうというのが「しきかく学習カラーメイト」の活動



厚生労働省は毎年、事業者向けに啓発と指導を行っている内容

→ 労働行政と連携して取り組みをすると良い

ポイント② 求人票に注意

制限する理由となる仕事内容などを詳細な記述の有無

× 適性検査・健康診断も確認の方がよい
…特に適性検査は現行法では、内容は不問

◎確認したい場合は、労働行政と連携して確認する
学校単独でないことで「被害」を防ぐ
「不当な制限」の防止にもなる

万一の場合、労働行政からの指導も期待できる

※ 行政職員が少数色覚に詳しいわけではないことに留意する必要あり

ポイント③ 進路保障・人権教育は教員の専門分野

医師に検査を依頼する場合は「要注意」

× 医師は、公正な採用選考や進路保障は知らない
× 医学分野で色覚多様性を学ぶことは基本的にない
△眼科医は、検査や対応の経験はとても少ない

2011・12年調査【色覚外来 1 医療機関年間 0.7人】

確定診断できる色覚検査器具を備えているか？

△検査表の活用マニュアルでは 診断と職業指導
しかし、交通関係の制限を詳しく知る医師はいない(?)

※産業医は、労働者の健康管理を行う医師

人権三法が成立した年に、「色盲」排除が再開された

← 2016 年、全国で検査推奨が始まるのに合わせて

「声」に耳を傾け取り組みを

色覚検査実態調査（大分県人教）に書かれた
「ある養護教諭」の声 2016年10月頃回答→

再検査をするように伝えた生徒のうち1名は「以前から感じていたが、現実を突きつけられた感じでした」とかなりショックを受けていた。結果が出た後の指導が大切と感じた。また、1名は、これまで異常を全く感じてなくて再検査を医師から結果を言われ、本人・保護者共にショックを受けてこちらも胸が痛んだ。生活に支障はないので、前向きに考えて生活しますと聞いて少し安心した。

← 2018年9月 朝日新聞「声」

色覚特性の息子の進学に思う

主婦 松下 里美
(愛知県 51)

高校3年の息子は、先天赤緑色覚特性です。高1の終わりに初めて特性が分かりました。その時点で理系クラスに進むことが決定しており、大学進学も薬学部固まりつつありました。地元総合病院に再検査に行き、高校の進路指導の先生と大学の薬学部で相談しました。しかし、どちらからもはっきりとした回答をいただけず、大学に至っては「教科書の内容も理解出来ないし、実験にもついてこれないだろう。うちの学生には色覚異常はひとりがまかせ

息子の将来はどうなるんだろうと大変不安になりました。自分なりに色々調べて悩んだ結果、今まで通り本人の好きな道をとりあえず進ませてみようという結論を出しました。

色覚特性は、日本人の場合男性の20人に1人の割合で見られるそうです。これだけの割合で存在しているのに認知度がこんなに低いのは大変不思議です。入学や就職の制限も昔に比べると減っています。色覚特性について認知度があり、医学的研究も進んで、偏見を取り除かれるとありがたいと思います。

2019年1月
「検査のまえによむ色覚の本」
完成発表会

会場保護者アンケートより ↓ →

子ども(男子)が少数者です。
今後、つらいことがあっても多かったです(私自身)
今回の会に参加する子どもは、学校や先生の理解が
もたれ、深く深くすると良いと思います。
ありがとうございました。

昨日の新聞で、今回の講演会を知りました。
後援の団体は、少数派ですが、親しい理解と支援が
良い学びになりました。ありがとうございました。
ありがとうございました。